

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）」等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

【資料掲載箇所】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉
> 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。

- 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 8 のとおり改正する。
- 9 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 9 のとおり改正する。